

岩手県告示第 546 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成 18 年 4 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 公共下水道の名称 花巻市特定環境保全公共下水道〔大迫処理区〕
- 2 工事の区域 終末処理場 花巻市大迫町亀ヶ森第 3 地割 67 番 11 地内
- 3 工事の内容 終末処理場の設置
- 4 工事の完了の日 平成 18 年 4 月 7 日